

シルバー人材センター等からの役務の提供業務の契約結果について

令和 8 年 4 月 16 日

大阪広域水道企業団契約規程第 12 条第 3 号に基づく、役務の提供を受ける業務の契約結果は、次のとおりです。

	契約名	履行場所	契約概要	期間	契約日	契約金額 (税込)	契約の相手方氏名 又は名称及び住所	契約の相手方とした理由
1	流木浄水場除草及び 樹木管理業務委託	岸和田市流木町 472 番地外	除草及び 樹木管理 業務	令和 8 年 4 月 16 日 ～ 令和 9 年 1 月 31 日	令和 8 年 4 月 16 日	¥762,323	公益社団法人 岸和田市シルバー 人材センター 岸和田市宮本町 46 番 3 号	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に則り、地域社会との相互交流・連携を目指す市内在住者で構成する公益法人であるシルバー人材センターと契約することにより、高齢者の就業機会の促進と福祉の増進に寄与することができるため。